

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年11月12日(2015.11.12)

【公開番号】特開2014-122166(P2014-122166A)

【公開日】平成26年7月3日(2014.7.3)

【年通号数】公開・登録公報2014-035

【出願番号】特願2012-277979(P2012-277979)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/41	(2006.01)
A 6 1 K	8/86	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)
A 6 1 K	8/39	(2006.01)
A 6 1 K	8/65	(2006.01)
A 6 1 K	8/73	(2006.01)
A 6 1 Q	5/02	(2006.01)
A 6 1 Q	5/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/41
A 6 1 K	8/86
A 6 1 K	8/37
A 6 1 K	8/39
A 6 1 K	8/65
A 6 1 K	8/73
A 6 1 Q	5/02
A 6 1 Q	5/12

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月28日(2015.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

カチオン性ポリマーは、半合成カチオン化ポリマー、合成カチオン化ポリマー等に分類される。半合成カチオン化ポリマーとしては、例えば、ポリクオタニウム-4(塩化ヒドロキシエチルセルロースジメチルジアリルアンモニウム)、ポリクオタニウム10(塩化O-[2-ヒドロキシ-3-(トリメチルアンモニオ)プロピル]ヒドロキシエチルセルロース)等のカチオン化セルロース；グアーヒドロキシプロピルトリモニウムクロリド、ヒドロキシプロピルグアーヒドロキシプロピルトリモニウムクロリド等のカチオン化グアガム；塩化ヒドロキシプロピルトリモニウムデンプン等のカチオン化デンプン；が挙げられる。また、合成カチオン化ポリマーとしては、例えば、ポリクオタニウム-7、ポリクオタニウム-52等の塩化ジメチルジアリルアンモニウム・アクリルアミド共重合体；ポリクオタニウム-16等のビニルピロリドン・メチルビニルイミダゾリウム共重合体；ポリクオタニウム-39等のアクリルアミド・アクリル酸・塩化ジメチルジアリルアンモニウム共重合体；ポリ塩化ジメチルメチレンピペリジニウム；が挙げられる。